

身体障害者福祉法第15条の規定による医師の指定に関する要領

(目的)

第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第1項の規定による医師の指定については、法令等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(指定の要件)

第2条 医師の指定の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 岐阜県内（岐阜市を除く。）の医療機関において、指定を受けようとする診療科目に現に従事していること。

なお、勤務形態について常勤、非常勤の別は問わない。

(2) 指定を受けようとする診療科目について、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）の終了後5年以上の臨床経験を有すること。ただし、眼科及び耳鼻咽喉科については臨床研修の終了後3年以上の臨床経験を有すること。

(3) 耳鼻咽喉科等の聴覚障害に係る診療科目の指定を受けることを希望する場合は、原則として、耳鼻咽喉科学会から耳鼻咽喉科専門医としての認定を受けていること。ただし、地域の実情等により特に必要があると認められる場合であって、当該医師が聴覚障害の医療に係る専門性の向上に努めることが期待できるときはこの限りでない。

2 前項の診療科目は、別表の右欄に掲げるものとする。

(指定の申請)

第3条 指定を受けようとする医師の勤務する医療機関の代表者（以下「医療機関の代表者」という。）は、申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事あて申請するものとする。

(1) 医業に従事した経歴を明らかにできる履歴書（様式第2号）

(2) 医師法第6条第2項に規定する医師免許証の写し

(3) 岐阜県身体障害者福祉法施行規則（平成5年岐阜県規則第90号。以下「施行規則」という）第6条に定める同意書（施行細則別記第4号様式）

(4) 耳鼻咽喉科で指定申請する場合は、日本耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医の資格を証明する書面の写し（第2条第1項第3号に該当する場合に限る。）

(諮問)

第4条 知事は医師を指定しようとするときは、法第15条第2項の規定により岐阜県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会（以下「審査部会」という。）の意見を聴かなければならない。

2 審査部会の意見を聴く際には、次の事項について十分審査を行うものとする。

(1) 医師法第6条第1項の規定による医籍への登録日

(2) 担当しようとする診療科目

(3) 当該医師の臨床歴

(4) その他指定に関し、必要と認められる事項

(指定)

第5条 知事は、前条に規定する意見聴取の結果、指定することが適当と認められる医師を法第

15条第1項の規定に基づき指定し、その旨を当該医師及び医療機関の代表者に通知するものとする。

2 知事は、前項の指定にあたっては、当該医師が担当する診療科目（以下「担当科目」という。）を定めるものとし、別表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる診療科目を担当科目とする医師が診断書及び意見書を作成することができる。

3 指定は審査部会の意見を聴いた日をもって行うものとする。

(告示)

第6条 知事は、医師を指定したときは、施行細則第5条の規定に基づき、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 医師の氏名

(2) 担当科目

(3) 勤務する医療機関の名称及び所在地

(指定の取消し)

第7条 知事は、指定を受けた医師（以下「指定医」という。）について、法第15条第1項に規定する診断書の作成を行わせることが適当でない認められる事由が生じたときは、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第3項の規定により、審査部会の意見を聴いて、その指定を取り消すことができる。

2 前条の規定は、前項の指定の取消しの告示について準用する。

(指定の辞退)

第8条 医療機関の代表者は、次のいずれかに該当するときは、辞退届（様式第3号）により速やかに届け出るものとする。

(1) 指定医が診断書の作成を行わなくなったとき

(2) 指定医が岐阜県内の市町村（岐阜市を除く。）に所在する医療機関から、岐阜市又は他都道府県に所在する医療機関に異動したとき。

(変更の届出)

第9条 医療機関の代表者は、次のいずれかに該当するときは、変更届（様式第4号）により速やかに届け出るものとする。

(1) 指定医が岐阜県内の市町村（岐阜市を除く。）に所在する他の医療機関に異動したとき

(2) 指定医が勤務する医療機関の所在地又は名称の変更があったとき

(3) 指定医の氏名に変更があったとき

附 則

この要領は、令和6年3月18日から施行する。